

## 4 その他の修学支援制度

### 1 定時制・通信制修学資金

勤労青少年の就学促進、教育・修学条件の改善のため、修学に必要な学資金の一部を無利息で貸し付ける制度です。

卒業した場合は、返済が免除されます。ただし、退学した場合は返済しなければなりません。

#### ◎貸付月額・時期

月額	貸付利息	貸付期間	貸付時期	
14,000 円	無利息 ※1	1年 ※2	4～8月分	8月
			9～12月分	10月
			1～3月分	1月

※1 ただし、返済開始後、期日までに納入がない場合は、年 10.95%の延滞利息が課されます。

※2 毎年度申請が必要です。修業年数(4年)まで借りることができます。

貸与 条件	次の用件をすべて満たす者
	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒が静岡県内の高等学校定時制課程又は通信制課程に在学しているか、広域通信制課程に在学し静岡県内に居住している
	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算した額が 85,500 円未満
	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒が通年で就労している※アルバイト可
	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制課程の場合、定められた単位を履修している

#### ◎申請について

申請の受付は毎年5～6月に各学校で行います。担任の先生や事務室等に申し出て、申請書類を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。

### 2 定時制・通信制修学補助金

勤労青少年の就学促進、教育・修学条件の改善のため、教科書等購入費及び夜食(給食)費の一部を助成する制度です。補助金ですので、返済の必要はありません。

#### ◎補助額

教科書等購入費	教科書等を購入した実費
夜食(給食)費	1食あたりの補助額 85 円×年間の給食を食べた回数

※ 夜食費の1食あたりの補助額は平成 30 年度のもの。毎年改正されます。

補助 対象者	次の用件をすべて満たす者 <input checked="" type="checkbox"/> 生徒が県立高等学校定時制課程又は通信制課程に在学 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算した額が 85,500 円未満 <input checked="" type="checkbox"/> 生徒が当該年度 90 日以上就労している※アルバイト可
-----------	---

◎申請について

申請の受付は各学校で行います。当該年度 90 日以上の上の就労をしたら、担任の先生や事務室等に申し出て、申請書類を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。

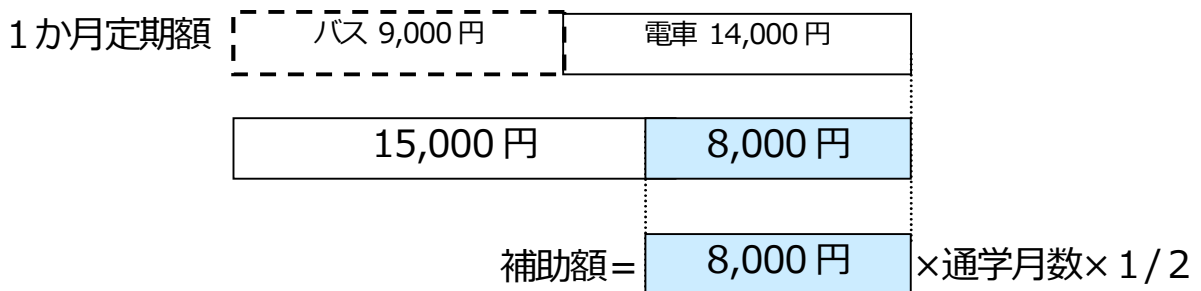
### 3 遠距離通学費補助金

生徒の通学に要する経費の負担軽減を図るため、通学に要する経費を負担している者に対し、経費の一部を助成する制度です。補助金ですので、返済の必要はありません。

◎補助額

利用公共交通機関ごとの 1 か月分の定期券購入費の合計額から、15,000 円を引いた金額に、通学延べ月数(1・2年生は 11 月、3年生は 10 月)を掛けて得た額の 1/2 以内

《例》



補助 対象者	次の用件のいずれかに該当する生徒の通学費負担者(保護者等) <input checked="" type="checkbox"/> 里親・保護受託者に委託されているか児童養護施設に入所している <input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算した額が 85,500 円未満
-----------	---

◎申請について

申請の受付は毎年 6～7 月に各学校で行います。担任の先生や事務室等に申し出て、申請書類を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。その際、4 月当初の定期券を確認しますので、写しをとっておいてください。